\bigcirc を改正する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成二十九年法律第三十一号) 第三条関係 (平成十二年法律第五十七号) 新旧対照条文【水防法等の一 、傍線の部分は改正

部分)

第八条 目 第六章 第五章 第二章 定めるものとする。 域防災計画 市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は 十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない 第四章 第三章 第 次 下同じ。)において、 一~三 (略) 前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、 (警戒避難体制の整備等) 迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあ る場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ 設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう 章 以下同じ。 警戒区域内に、 市町村防災会議(災害対策基本法 罰則 雑則 避難に資する情報の提供等(第二十七条―第三十二条) 土砂災害警戒区域(第七条―第八条の二) 土砂災害防止対策基本指針等(第三条— 当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 砂災害特別警戒区域(第九条—第二十六条 則 (同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。 (第三十八条—第四十二条) 第一 (第三十三条—第三十七条))であって、 要配慮者利用施設(社会福祉施設、 改 当該警戒区域ごとに、 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあ 正 (昭和三十六年法律第二百二 後 次に掲げる事項について 学校、 市町村地 医 療施 以 第八条 第七章 第五章 第四章 第三章 第六章 第二章 域防災計画 附則 第 兀 る事項について定めるものとする。 下この条において同じ。)において、 市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は 十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない 次 <u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
= (警戒避難体制の整備等) 前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、 る場合にあっては、 の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがあ 等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者 防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、 章 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として 市町村防災会議(災害対策基本法 (略) 雑則 罰則 避難に資する情報の提供等(第二十七条―第三十二条) 土砂災害警戒区域(第七条・第八条 土砂災害防止対策基本指針等(第三条 土砂災害特別警戒区域(第九条—第二十六条 則 (同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。 (第三十八条—第四十二条) (第三十三条—第三十七条) 改 これらの施設の名称及び所在地 正 当該警戒区域ごとに、 (昭和三十六年法律第二百二 前 急傾斜地の崩壊 次に掲げ 市町村地 以

五・六(略)

報の伝達に関する事項を定めるものとする。 同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため 「原第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画に2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において

3 (略

の作成等) (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画

画を作成しなければならない。

- ならない。これを変更したときも、同様とする。 計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければ 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による
- 3 市町村長は、第一項の要配盧者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等がきは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して協議等がいる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるとは、当該要配慮者利用施設を利用していない場合において、急傾斜地の崩壊等があるとができる。
- ったときは、その旨を公表することができる。 施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなか 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する

五・六 (略)

3 (略)

(新規)

迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。る場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあ